

（産業技術力強化法施行令の一部改正）
第十条 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。
別表第一号を同表第一号の二とし、同表に第二号として次の一号を加える。

一 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）
第十一条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構	独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構法（平成十七年法律第二十六号） 第十七条第一項	内閣府令	同条第三項	一般会計
----------------------	---	------	-------	------

（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）
第十二条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。
百十三 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構
（電波法施行令の一部改正）
第十三条 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一号を加える。
三十三 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構
（内閣府本府組織令の一部改正）
第十四条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五号中「国民生活センター分科会」の下に「沖繩科学技術研究基盤整備機構分科会」を加える。
第三十六条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。
四 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構の組織及び運営一般に関すること。
五 独立行政法人評価委員会沖繩科学技術研究基盤整備機構分科会の庶務に関すること。
（内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正）
第十五条 内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十四人」を「十八人」に改める。
第五条第一項の表国民生活センター分科会の項の次に次のように加える。
沖繩科学技術研究基盤整備機構分科会 独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構

第八条ただし書中「国民生活局消費者調整課において」の下に「沖繩科学技術研究基盤整備機構分科会に係るものについては沖繩振興局総務課において」を加える。
（文部科学省独立行政法人評価委員会令の一部改正）
第十六条 文部科学省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表高等教育分科会の項中「独立行政法人メディア教育開発センター」の下に「独立行政法人沖繩科学技術研究基盤整備機構」を加える。

内閣総理大臣	小泉純一郎
総務大臣	麻生太郎
財務大臣	谷垣 禎一
文部科学大臣	中山 成彬
厚生労働大臣	尾辻 秀久
経済産業大臣	中川 昭一
国土交通大臣	北側 一雄
環境大臣	小池百合子

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等
を図るための建築基準法等の一部を改正する法律
の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年五月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第九十一号

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等
を図るための建築基準法等の一部を改正する法律
正す法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等
を図るための建築基準法等の一部を改正する法律
の施行期日は、平成十七年六月一日とする。

内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一
国土交通大臣 北側 一雄

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等
を図るための建築基準法等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年五月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第九十二号

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等
を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
（建築基準法施行令の一部改正）
第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節の四 建築監視員（第十四条）」を「第三節の四 建築監視員（第十四条）」を「第三節の五 保安上危険な建築物等に対する措置（第十四条の二）」に、「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に、「第三百三十七条の十」を「第三百三十七条の十八」に、「第四百九条」を「第五百十条」に改める。

第二条第一項第六号イ中「第三百三十五号の十七」を「第三百三十五号の十八」に改め、同号ロ中「法第五十六条第一項第三号及び法第五十八号」を「及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七号の四第一項及び法第五十八号に規定する高さ」に、「において、その高さを算定するときに限る」の「を」をおけるその高さに限る」を「算定する」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改める。
第一章第三節の四の次に次の一節を加える。
第三節の五 保安上危険な建築物等に対する措置
（勧告の対象となる建築物）
第十四条の二 法第十号第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六号第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
一 階数が五以上である建築物
二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物
第十六条中「事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六号第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超える」を「第十四条の二に規定する」に改める。
第二十条第二項第一号中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改める。
第二十条の三第二項第一号ロ及び第三号中「居室」を「室」に改める。
第三十六条第二項第二号中「以下この条」の下に「及び第三百三十七号の二第一号イ」を加え、同条第三項中「第二十条第二号」を「第二十条第二号イ又はロ」に、「及び第八十一条の二」を「、第八十一条の二及び第三百三十七号の二」に改める。